

## THE HOGAKU RONSHU

THE LAW REVIEW  
OF  
KANSAI UNIVERSITY

NOVEMBER 2016

VOLUME LXVI

NUMBER 4

## Articles

- Cohabitation and Semi-Presidential System in France .....*Kanji TOKURA* (1)
- Morgenthau's Legal Theory of Political Disputes (4) .....*Taira NISHI* (45)
- The Contribution of Katsumi Yamakawa  
to Policy Studies.....*Tetsukazu OKAMOTO* (80)
- Ancient Rhetoric Reconsidered.....*Yu AWATSUJI* (101)
- Strict Scrutiny and Balancing (2).....*Hiroaki KANEHARA* (143)
- Über die Abgrenzung von Tun und Unterlassen  
zugleich Handlungsbeschreibung.....*Hiroki YAMASHITA* (190)

## Note

- South African Human Rights Commission:  
Analyzing of Localization of  
the Paris Principles.....*Mitsuhide KIMURA* (233)

## Translations

- Alex Frame "Constitution and  
Custom in the South Pacific" (2) .....*Takeshi TSUNODA* (282)
- Mitsuru IJIMA*  
Michael Pawlik, Das Unrecht des Bürgers (14) ....*Hirokazu KAWAGUCHI* (347)  
*Akiko ICHIHARA*

## Material

- Legislation, Penalty and Judgement  
in the Yüan Dynasty.....*Haruhito SADATE* (363)

THE LAW SOCIETY OF KANSAI UNIVERSITY  
OSAKA, JAPAN関西大学  
法学論集第六十六卷  
第四号

平成二十八年十一月

関西大学  
法学会

關西大學

## 法學論集

第66卷 第4号

平成28年11月

## 論 說

- 半大統領制とコアビタシオン：  
ド・ゴールからミッテランへ.....土 倉 莞 爾 (1)
- 連盟期の国際秩序構想における  
モーゲンソー政治的紛争論の意義(4・完).....西 平 等 (45)
- 山川雄巳の政策学：その特徴と意義.....岡 本 哲 和 (80)
- 古代レトリック再考(一).....栗 辻 悠 (101)  
——ローマ世界における法廷実践の観点から——
- 厳格審査の基準の機能と利益衡量について(二・完).....金 原 宏 明 (143)
- 作為・不作為の区別と行為記述.....山 下 裕 樹 (190)

## 研究ノート

- 南アフリカ人権委員会.....木 村 光 豪 (233)  
——パリ原則のローカル化という視点からの考察——

## 翻 訳

- アレックス・フレイム  
「南太平洋諸国の憲法と慣習」(2・完).....角 田 猛 之 (282)
- ミヒャエル・パヴリック  
『市民の不法』(14).....飯 島 暢  
川 口 浩 一 (347)  
一 原 重 貴 子

## 資 料

- 元朝の立法・刑罰・裁判.....佐 立 治 人 (363)

關西大學法學會

関西大学法学会役員（五十音順）

会長 小泉良幸	柄谷利恵子 川口浩一 川口美貴(庶務) 河村厚 木下智史 金玲 権南希 葛原力三(監査) 久保宏之 栗田和彦 栗田隆(編集) 小泉良幸 後藤元伸(庶務) 小西秀樹 近藤剛史 今野正規(編集) 坂本治也 笹本幸祐 佐立治人 佐藤やよひ 佐伯和也 下村正明 白須真理子 高作正博(編集)	滝川敏明 竹下賢(庶務) 多治川卓郎(会計) 辰巳直彦 田中謙 津田由美子 角田猛之 寺川永 寺島俊穂(庶務) 中島洋樹 永田憲史 中野徹也 西平等 西澤希久男 西村枝美(編集) 馬場圭太 羽原敬二 早川徹 廣川嘉裕 福島豪(会計) 福瀧博之 藤原稔弘 松尾知子 松代剛枝(庶務)	松本哲泓 松元雅和 三浦潤(会計) 水野吉章 村上幸隆 村田尚紀 元氏成保 森岡安廣 森田崇雄(編集) 森本哲郎 安武真隆 大和正史 山名京子 山名美加(編集) 山中敬一 山中友理(会計) 山野博史 山本慶介(会計) 由喜門眞治 横田直和 吉田栄司 吉田直弘 吉田徳夫 若松陽子(会計)
------------	--	---	--

前号目次（第66巻第3号）

論 説	
時代を画す大統領たち ——フランス「第五共和制」論の試み——	土 倉 莞 爾
「フロイトとスピノザⅢ-3」の補論 ——「ゲーテのスピノザ観—『詩と真実』第14章と第16章を中心に—」——	河 村 厚
厳格審査の基準の機能と利益衡量について（一）	金 原 宏 明
シュルドン・ウォーリンの政治的ヴィジョン ——『政治とヴィジョン』（1960年版）をとおして——	廣 瀬 有 哉
天地の刑法は宜しく画一たるべし ——旧中国の地獄の罪刑法定主義——	佐 立 治 人
研究ノート	
フランス公証人制度の現在 ——マクロン法の衝撃——	久 保 宏 之
判例研究	
日本トイザラスによる優越的地位の濫用事件審決について ——「正常な商慣習に照らして不当な行為」の認定を中心に——	横 田 直 和
翻 訳	
アレックス・フレ임「南太平洋諸国の憲法と慣習」（1）	角 田 猛 之
ミヒャエル・パヴリック『市民の不法』（13）	飯 島 暢 川 口 浩 原 亜貴子
資 料	
物品のオンラインその他の通信売買契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令提案	カリスコス アントニオス 寺 川 永 馬 場 圭 太
「NPOと政治」インタビュー調査記録（一） 民主党政策調査会 梅坂英樹氏	坂 本 治 也

関西大学法学会規則

- 第1条 本会は、関西大学法学会と称する。
- 第2条 本会は、法学の研究を促進し、かつ研究の成果を発表することを目的とする。
- 第3条 本会は、次の事業を行う。  
1 機関誌「関西大学法学論集」及び「関西大学法学会誌」の発行。  
2 その他本会の目的を達成するために必要な事項。
- 第4条 本会の事務所は、関西大学法学部内に置く。
- 第5条 本会は、次の者をもって会員とする。  
1 法学部及び大学院法務研究科（以下法科大学院と称す）の教授、准教授、専任講師、助教、特別契約教授。  
2 政策創造学部教授、准教授、専任講師、助教、特別契約教授であって入会した者。  
3 法学部、大学院法学研究科、法科大学院、政策創造学部またはガバナンス研究科の非常勤講師であって入会した者。  
4 法学部学生、大学院法学研究科学生及び法科大学院学生。  
5 政策創造学部の学生であって入会した者。  
6 法学部、政策創造学部、大学院法学研究科及び法科大学院の卒業生であって入会した者。  
7 その他評議員会の承認を得た者。
- 第6条 次の者を本会の名誉会員とする。  
1 法学部又は法科大学院に在籍した名誉教授。ただし、特別契約教授として在職中の者は除く。  
2 特に評議員会の承認を得た者。
- 第7条 本会に次の役員を置く。  
1 会長 法学部長をもって充てる。  
2 評議員 教授、准教授、専任講師、助教及び特別契約教授をもって充てる。  
3 編集・庶務・会計各委員 評議員の中から評議員会において委嘱する。その任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 第8条 第5条第1号及び2号の会員は会費年額15,000円を、同条第3号から7号までの会員は会費年額6,000円を納めることを要する。
- 第9条 会員及び名誉会員は、機関誌「関西大学法学論集」及び「関西大学法学会誌」の配布を受ける。
- 第10条 この規則の改正は、評議員会の決議による。
- 付則 この改正規則は、平成27年7月22日から施行する。ただし、従前の第8条の規定により平成21年度以降の会費を予め法学会に払込んでいる者については、なお従前の例による。

2016年11月14日 印刷 関西大学 第66巻  
2016年11月24日 発行 法学論集 第4号

編集兼 関西大学法学会  
発行人 振替 00910-4-66882

印刷所 (株)富山房インターナショナル  
東京都文京区千石2-25-11

発行所 関西大学法学会  
大阪府吹田市山手町3丁目3番35号  
関西大学法学部内

